

真鶴地域センター仕切り壁新設工事
プロポーザル仕様書

2025年7月

真鶴町

1 仕様書の目的

本仕様書は、真鶴町(以下「本町」という。)が行う真鶴町仕切り壁新設工事(以下、「本業務」という。)をプロポーザル方式で事業者から提案を求めるにあたり、基本的な事項について示すものである。

提案された内容及び性能が本町にとって有益と判断される内容については、その提案を高く評価することとする。

2 業務名

真鶴地域センター仕切り壁新設工事

3 業務期間

契約締結の日から2025年9月19日まで

4 業務履行場所

真鶴地域センター2階フロア（真鶴町真鶴433番地1）

5 業務目的

本業務は、本町のこども・子育て支援のために実施する一時預かり事業及び子育てサロンの事業場所を情報センター真鶴2階のフロアに整備することを目的に、仕切り壁を新設工事するものである。

本町のこども・子育て世代が安心・安全に、そして心地よく利用できる環境を整備することを目指し、本業務の整備に対し、広く企画提案を募集し、当該業務の受託事業者を選定する公募型のプロポーザルを実施するものである。

6 一時預かり事業と子育てサロン事業

仕切り壁の新設場所となる一時預かり事業と子育てサロンの事業内容については下記のとおりである。各事業の目的に沿い、一時預かり事業や子育てサロンの利用者となるこどもや親等が遊び交流できる場所として工事を施工する。

(1)一時預かり事業

冠婚葬祭や学校行事、通院や介護、買い物、育児疲れによるリフレッシュ等、家庭における保育を受けることが一時的に困難となった生後6カ月以上の乳児から就学前までの幼児を一時的に預かるサービスを提供している。保育士の資格を有する職員が預かりを担当し、

(2)子育てサロン

通称「まなっこひろば」として、子育て家庭の親子や親同士が気軽に交流できる場所としてサロンを開設し提供している。養育者や保護者等、大人が同伴して利用することができる。

7 業務範囲

(1) 施工図の作成

「5 業務目的」に基づき、レイアウト(配置図)を作成するものとする。

(2) 仕切り壁の設置

① 基本整備条件

- ・「6 一時預かり事業と子育てサロン事業」の内容に沿い、こども・子育て世代が安心・安全に利用でき、心地よく利用できる環境を提供できるよう整備すること。
- ・本工事の目的に沿い、別紙図面のとおり仕切り壁を設置すること。
- ・別紙図面のとおり、設置工事を実施するエリアは、「寝かし受け・授乳等のスペース」と「遊びスペース」の2つの機能を有し、それぞれの機能に沿い別紙図面で示された各仕切り壁の延長・高さの基準に従い提案すること。採択された提案をもとに現場の状況を鑑み、町と協議の上、詳細を決定する。。
- ・意匠デザインについては、本工事の目的及び本町のデザインコード「美の基準」に沿い、木質等、利用者にとって心地よい空間となるようデザインすること。
- ・建物躯体を改修するものではなく、設置した仕切り壁については撤去可能なように施行すること。

② その他

- ・こども・子育て世代が利用する場所として、地域の共感を広げるような空間整備や施工方法・プロセスで工事を実施すること

(3) 施行中の記録保存

本業務の作業記録は、作業報告書及び写真(施工前・中・後)として、事業が完了したときに業務完了報告書とともに提出すること。

8 業務上限金額

781,000円(消費税及び地方消費税を含む)

9 その他

- (1) 施行現場の確認及び施工図を提出すること。受注者は、当該改修の現状を調査して、施工計画書(工程表、施工図面)を提出し、発注者の承認を得た上で施工を開始すること。
- (2) 改修業務は、必要に応じ、発注者の立会いのうえで実施すること。
- (3) 業務によって生じた廃材等は、受注者が適正な方法で処理すること。
- (4) 業務の実施に起因する騒音や振動などについて受注者は、事前に発注者と協議し、対策を講じることとする。
- (5) 業務の作業時間は、来庁者等に配慮し、概ね、平日・土曜日・日曜日・祝日の午前9時から

午後5時までとし、諸事情により変更がある場合は、事前に発注者と協議すること。

- (6) 受注者は、業務の完了後、遅滞なく速やかに発注者へ連絡し、検査を受けるものとする。
- (7) 受注者は、改修後の設備の全機能等が機能しているかについて動作試験を実施し、十分に確認してから発注者に引き渡すこと。
- (8) 受注者は、完成検査前に、完成図、完成写真のほか、施工内容(設備・材料の仕様等)及び施工時の写真をとりまとめ、A4縦判により1部提出するとともに、CD-R等電子媒体1部を提出すること。なお、電子媒体中のファイル形式は、図面・仕様書はPDF 形式、写真はJPG 形式とすること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。